

令和 8 年度第 3 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日（金）

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 中会議室

3. 開会 令和 8 年 6 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 0 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2 番	石井 裕	4 番	菊本 耕二
6 番	池上 一也	7 番	宮本 静子	8 番	坂本 敦子
9 番	坂井 隆浩	1 0 番	上田 正三		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	濱崎 伸二		

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3 番	上野 美登	5 番	吉田 一明
-----	-------	-----	-------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

土山 道直

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	長谷川 元
農業委員会事務局	局長補佐	鈴木 康博
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広

10. 提出議案

- ・ 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- ・ 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- ・ 議案第10号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
- ・ 議案第11号 非農地証明交付申請について
- ・ 議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和8年度第3回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。
まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、こんにちは。農家の方は今からが一番忙しくなる。田植えの準備、それから田植えと忙しくなる。梅雨にも入りましたけれども、ここ何日か天気が良い、来週から本番の梅雨入りかなあとと思います。それから、皆さんのお手元に配っておりますけれども現地確認の書類関係ですね、暑い時期に確認作業を行っていただきますので、充分身体には注意してやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、3番上野委員、5番吉田委員の方から欠席の届け出の連絡がっております。また土山推進委員からも欠席との連絡がっております。

本日の出席委員は10名中8名ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第10号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第11号 非農地証明交付申請について
議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は6番池上委員、7番宮本委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1ページです。「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の1ページ、受付番号7番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書に記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、

報告第４号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ報告第４号を終わります。

（中嶋会長）

議事に入ります。２ページから５ページです。「議案第８号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

議案書の２ページから５ページ、議案第８号 受付番号３番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の１ページから２ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積９５，１６６㎡、農作業歴１４年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター１台、耕うん機１台、コンバイン１台、営農トラック２台を所有しております。

通作距離につきましては、自宅から車で約１０分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するとのことです。

以上、受付番号３番の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の３番 上野委員お願いしたいのですが、欠席です。問題なしという事で聞いております。

（中嶋会長）

続きまして、推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

（福本推進委員）

推進委員の福本です。場所は５０１号線から入って、栗園の話が出ておりましたけれども、その栗園のために盛土してありますけど、その隣になります。耕作目的ではありますけれども何を植えられるのかわかりません。栗園という事でまた、盛土されるのかと思います。

（中嶋会長）

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第8号 受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第8号 受付番号3番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。6ページから9ページです。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の6ページから9ページ、受付番号2番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりです。こちらの案件につきましては、令和7年6月定例総会で審議された案件と関連するものでございます。またこの後の議案とも関連してまいります。説明します。申請地は、長洲駅の南側となります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから4ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては研修施設駐車場整備のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域(第1種住居地域)ということで、第3種農地であり原則許可となっております。

資力につきましては、残高証明書が事業費より超過しており適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和8年7月15日より着工予定、令和8年8月31日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、面積が過大であるとは認められないため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてははいらっしゃいません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土地周囲は法面整形し、崩落防止のため張コンクリート工事で補強処理し申請地の土砂等の流出防止に努め、隣接地に損害が発生した場合には、申請人の法的責任の範囲で対処しますということでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は西側道路側溝に放流することです。以上、受付番号2番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の6番 池上委員お願いいたします。

(池上委員)

報告します。ここはですね、今言われた通り昨年6月に売買がありました隣接地になります。ここを見てもらうと分かりますが、三方を水路に囲われて水利組合から田んぼに水を回すところの拠点になるところです。隣接地でありますので、駐車場として問題ないと思われます。

(中嶋会長)

続きまして、推進委員の土山推進委員ですが、本日は休みですが問題ないと聞いております。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第9号 受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第9号 受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。10ページから13ページです。議案第10号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第10号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について次のとおり提出いたします。

議案書の10ページから13ページ、受付番号2番です。説明資料の5ページから7ページを併せてご覧ください。

この申請につきましては、先程の件と関連しますが、令和7年6月26日付け熊本県指令北農普振第10号で外国人技能実習生受入研修施設建設を条件に許可証が交付されていたものです。申請地は、長洲駅の南側となります。

当初の計画では、外国人技能実習生受入研修施設及び駐車場17台を計画されておりましたが、技能実習生の受入規模が計画当初の想定を大きく上回るという事で、研修施設の規模拡大及び駐車場を15台に変更し、手厚い教育指導および生活・精神面のサポート体制を構築するというものだそうです。以上で議案第10号 受付番号2番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、採決をいたします。議案第10号 受付番号2番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号 受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。15ページから17ページです。「議案第11号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第11号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。議案書の15ページから17ページ 受付番号1番です。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

説明資料の8ページに現況写真を載せております。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しておりまして、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。

土地所有者からの申請がございまして、非農地通知書を交付するためご審議いただくものです。

以上、議案第11号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。18ページから21ページです。「議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案が提出され、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められましたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、19 ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案総括表となり、上段が今回の分、下段が 2026 年の期間ごとの総括になります。

20 ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積ということになっております。

詳細につきましては、21 ページ 賃借権 3 件 3 筆 2,142.00㎡となっております。以上、議案第 12 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 12 号は異議ないものとして、意見書を送付します。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案についてはすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 配布物の確認について
- 2 農地利用状況調査依頼及びタブレット操作について
- 3 新嘗祭の説明について
- 4 農業委員会全国大会（6/2～3日）について
- 5 令和 8 年度の委員改選の現状について
- 6 全国農業新聞の記事作成状況について
- 7 農業者年金の巡回訪問について
- 8 農地の貸借相談について
- 9 農業委員会女性委員研修会について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和８年度第３回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前１０時５０分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印